

介護事業所のPRに Nはーとを 活用しませんか？

●申請期限
令和7年9月30日（火）
17時

●Nはーとは・・・

長崎県では、介護事業所における介護職員の確保・育成と利用者サービスの向上を図る取組について、評価基準をクリアした事業所を「Nはーと（長崎うれしかハート介護事業所）」として認証しています。認証を受けた事業所は県が積極的にPRし、介護業界のイメージアップを目指します。

長崎県介護事業所認証評価制度

長崎県認証



長崎うれしかハート介護事業所

学生にPRできる

PR冊子は実際に福祉系の学校で就職先選別に活用されています

人材確保の機会UP

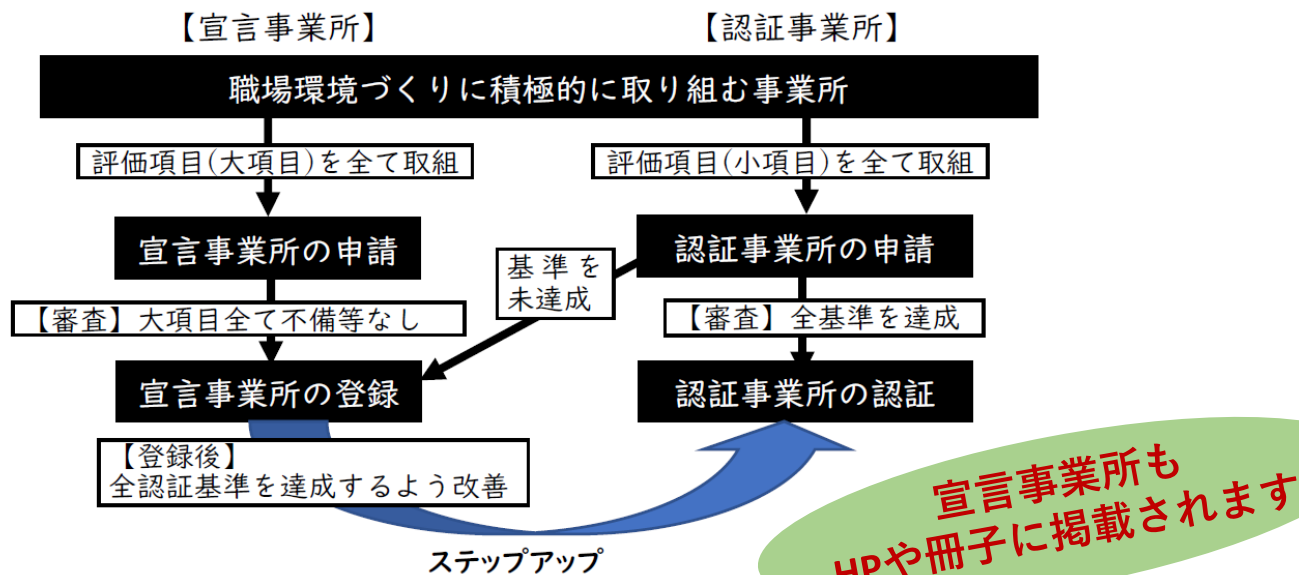
就職フェアの出展などで
優遇されます

県事業で優先して 採択される

テクノロジー補助金やセミナー等で優遇されます

●認証等手続きやステップアップの流れ

認証要件を満たしていない事業所は、まず「宣言事業所」からスタートし、「認証事業所」にステップアップしていきましょう。



●評価基準（以下、21項目を全て満たす必要があります。）

【1】新規採用者育成計画の策定及び実施

- ①新規採用者育成計画を策定 ②計画に沿った研修の実施
- ③過去3年間に、教育担当者を配置 ④教育担当者への研修を実施

【2】労働環境、処遇の改善

- ⑤賃金体系や昇給する仕組み等を整備し、介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）～（Ⅲ）を取得
- ⑥過去3年間、定期的に昇給を実施 ⑦有給休暇取得や労働時間縮減の取組を実施
- ⑧年次有給休暇取得日数の増加もしくは年10日以上取得
- ⑨両立支援・多様な働き方を推進し、介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）～（Ⅲ）を取得
- ⑩生産性向上のための業務改善の取組を実施し、介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）～（Ⅲ）を取得
- ⑪腰痛を含む心身の健康管理を促進し、介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）～（Ⅲ）を取得

【3】キャリアパスと人材育成

- ⑫職位・職責・職務内容に応じた任用要件と賃金体系を整備し、介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）～（Ⅲ）を取得 ⑬経験・技能のある介護職員の処遇を改善し、介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）～（Ⅱ）を取得 ⑭人材育成計画を策定・実施し、介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）～（Ⅲ）を取得
- ⑮資格取得に対する支援を実施 ⑯人材育成を目的とした面談・評価を年1回以上実施

【4】介護事業所の運営等

- ⑰介護サービス情報等を職員へ周知し、外部へPR
- ⑱介護サービスの質を向上させるための人材育成を実施 ⑲関係法令の遵守
- ⑳実習・インターンシップ・ボランティア、地域交流などを実施

【5】その他

- ㉑過去3年間の介護職員の離職率が、介護労働者の離職率（全国平均）以下

※基準を満たしていない場合でも、理由書等により特殊要因と見なすことができれば認証される場合があります。

認証取得を受けたい事業所は介護労働安定センターによるアドバイザー派遣を受けることができます。詳しくは以下の県HPをご確認ください。

●申請方法：電子申請 申請様式は以下の県ホームページから取得してください。

URL：<https://www.pref.nagasaki.jp/object/shikaku-shiken-bosyu/boshu/731431.html>

「長崎県 長寿社会課 Nは一と」で検索

募集ページ→

●お問合せ先：

〒850-8570 長崎県長崎市尾上町3-1 長崎県福祉保健部長寿社会課介護人材確保推進班

TEL：095-895-2440（直通） FAX：095-895-2576 MAIL：kaigojinzai@pref.nagasaki.lg.jp

